

「江東区A I デマンド交通実証運行」 運行事業者公募実施要領

1 本業務の目的・趣旨

区内の地域公共交通は都営バスを基軸としており、区内で交通空白地域は一部点在するものの、まとまった地域としては存在しない。一方、令和5年度に実施した区民アンケートでは、高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民（以下「移動制約者」という。）から、外出する際の交通手段に不便を感じる理由として、「バス停が遠い・便数が少ない」などが上位となっている。

そのため、都営バス路線網を補完する区域内（ラストワンマイル）の移動手段として、移動制約者を対象とした新たな交通システムである「A I デマンド交通」の有効性を検証することを目的に、導入効果が高いと想定される南砂地域において令和9年度に実証運行を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 「江東区A I デマンド交通実証運行」 運行業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 上限額

令和9年度分

27,517,750円/年（消費税及び地方消費税含む）

84,670円/日（消費税及び地方消費税含む）

※仕様書に記載のある令和9年度分の契約は、令和8年度に締結する基本協定書の履行状況が良好な場合に限り、「江東区A I デマンド交通実証運行」運行事業者公募の際に提出した価格提案書に記載の1日あたりの金額に基づき算定される額を上限として、令和9年度予算の議決後に同委託の相手方と別途締結する。

- (4) 協定期間 協定締結日から令和10年3月31日
実証運行 令和9年5月から令和10年3月31日（予定）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生

計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者であって、江東区内に営業所を有し、かつ、東京特別区・武三交通圏を営業区域としていること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 8 年 5 月 1 8 日（月）～令和 8 年 6 月 1 7 日（水）
- (2) 質問受付期間
令和 8 年 5 月 1 8 日（月）～令和 8 年 5 月 2 9 日（金）
- (3) 質問回答期限
令和 8 年 6 月 5 日（金）
- (4) 応募書類の提出期限
令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午後 5 時必着
- (5) 結果通知
令和 8 年 6 月 2 3 日（火）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間 : 令和 8 年 5 月 1 8 日（月）～令和 8 年 6 月 1 7 日（水）
 - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間 : 公募開始～令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 5 時必着
 - イ 質問方法 : 持参・郵便・FAX 又は電子メールにより、下記「1 2」に記載の担当部署まで提出すること。
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること。
※質問書は、区が別途指定する様式により作成・提出

すること。

※電子メールで質問書を送付する場合の件名は次のとおりとする。

【質問書】「江東区A I デマンド交通実証運行」運行事業者公募に係る質問について

ウ 回答期限 : 令和8年6月5日(金)

エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載する。

(3) 応募書類の提出

ア 提出書類 : (1) 誓約書
(2) 価格提案書(見積書)
(3) 会社概要
(4) 使用車両の概要
(5) 法人税・法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

イ 提出期限 : 令和8年6月17日(水)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

ウ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること。
※提出先は下記「12」に記載の担当部署まで

6 提出書類

(1) 誓約書 1部

(2) 価格提案書(見積書) 2部

※ 価格提案書(見積書)の様式は任意とし、1日あたりの金額を記載すること。なお、消費税を含む金額を記載すること。

※ 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とする。

※ 宛先は江東区土木部地域交通課長とすること。

(3) 会社概要(任意様式) 1部

※ 自社作成済みのものでも可とする。

※ 提出書類は、本公募における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

※ 「3 参加資格」の(6)に定める要件を証明する内容を記載すること。

(4) 使用車両の概要(任意様式) 1部

※ 車種、乗車定員を記載すること。

- (5) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
※ 発行日から3ヶ月以内のものとする。

7 協定締結候補事業者の選定方法

(1) 候補者の選定方法

上限額以下の最低価格の参加事業者1者を協定締結候補事業者とする。

なお、同額の場合は江東区からの指示に基づき、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。

(2) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 選定に関わる区職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

結果は、令和8年6月23日(火)までに参加者に電子メールにより通知する。

9 協定書の締結及び候補者の取扱い

- (1) 選定された候補事業者と江東区との間で業務内容、経費等について再度調整を行い、運行業務に関して基本的事項を定めた基本協定書を二者間の協議の上で締結する。

なお、システム事業者を含む三者間での調整が必要な事項については、江東区AIデマンド交通実証運行に関する三者協定書を別途締結し定めるものとする。

- (2) 選定された候補事業者が特別な事情等により協定書を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 選定結果の公表

選定された候補事業者との協定書締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

候補事業者・参加者の名称及び提案価格

1 1 その他

- (1) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (2) 提出書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (4) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (5) 公募の参加にあたり、公募参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (6) 本業務は、令和9年度予算の議決を前提としているため、変更または中止となる場合がある。

1 2 担当

江東区土木部地域交通課交通係 野呂・橋本・望戸

電 話：03-3647-4784

F A X：03-3647-9287

メール：kotsu-k@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

以上